



府食第940号  
平成18年11月29日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

動物用医薬品専門調査会  
座長 三森 国敏

動物用医薬品に係る食品健康影響評価について

平成18年4月21日付け17消安第13900号をもって農林水産大臣から、平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421002号、第0421003号及び平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718023号、第0718038号をもって厚生労働大臣から、食品安全委員会委員長に意見を求められたイベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別紙のとおりですので報告します。

## 動物用医薬品評価書

イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口  
投与剤(エクイマックス)の食品健康影響評価について

2006年11月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

<目次>

	頁
1. イベルメクチンについて	3
2. プラジクアンテルについて	3
3. エクイマックスについて	3
4. 安全性に関する知見等について	3
5. 食品健康影響評価について	4

<別添目次>

1. 薬剤の概要	1
2. 毒性試験の概要	1
2-1. 吸収・分布・代謝・排泄	1
2-2. 毒性試験	6
(1) 急性毒性試験	6
(2) 亜急性毒性試験	6
(3) 慢性毒性試験/発がん性試験	8
(4) 繁殖毒性試験及び催奇形性試験	8
(5) 遺伝毒性試験	10
(6) 一般薬理試験	11
(7) 局所刺激性試験	12
(8) 免疫毒性試験	12
(9) ヒトにおける知見	12
(10) その他	13
3. 食品健康影響評価について	14
4. 参考文献	16

〈審議の経緯〉

平成18年 4月24日  
平成18年 4月27日  
平成17年 4月28日  
平成18年 6月23日  
平成18年 7月18日  
  
平成18年 7月20日  
平成18年 7月26日  
平成18年 9月 5日  
平成18年 9月28日  
                  -10月27日  
平成18年11月29日

農林水産大臣及び厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受  
第141回食品安全委員会（要請事項説明）  
第52回動物用医薬品専門調査会  
第55回動物用医薬品専門調査会  
厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受（24条2項関連）  
第153回食品安全委員会（要請事項説明）  
第57回動物用医薬品専門調査会  
第59回動物用医薬品専門調査会  
  
国民からの意見情報の募集  
動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員会へ報告

〈食品安全委員会委員〉

H18.6.30まで

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	寺尾	允男
	小泉	直子
	坂本	元子
	中村	靖彦
	本間	清一
	見上	彪

H18.7.1から

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	見上	彪
	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	本間	清一

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員〉

座長	三森	国敏
座長代理	井上	松久
	青木	宙
	明石	博臣
	江馬	眞
	大野	泰雄
	小川	久美子
	渋谷	淳
	嶋田	甚五郎
	鈴木	勝士

津田	修治
寺本	昭二
長尾	美奈子
中村	政幸
林	眞
藤田	正一
吉田	緑

## イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)の食品健康影響評価について

食品安全委員会は食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条1項第8号の規定に基づき農林水産大臣から「イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)」、同法第24条1項第1号及び同法第24条2項の規定に基づき厚生労働大臣から「イベルメクチン」、「プラジクアンテル」について、意見を求められた。(平成18年4月24日、平成18年7月18日関係書類を接受)

### 1. イベルメクチンについて<sup>(1),(2)</sup>

イベルメクチンは *Streptomyces avermitilis* の特定の株が産生するアベルメクチン類に由来する半合成化合物で、2種の化合物の混合物である。アベルメクチン類は線虫や節足動物に非痙攣性の麻痺を誘発する。作用機作としては、膜貫通性のグルタミン酸開口型 Cl<sup>-</sup>イオンチャンネルに作用して Cl<sup>-</sup>イオンの膜透過性を増加させ、神経細胞や筋肉細胞の膜を過分極させるものと考えられている。動物用の内寄生虫の駆除剤として世界各国で広く利用されている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

### 2. プラジクアンテルについて<sup>(1),(2)</sup>

プラジクアンテルはピラジノイソキノリンのラセミ誘導體で種々の条虫や吸虫に有効な駆虫薬であり、寄生虫の外被(被膜)に作用し、カルシウムイオンの流入を促進して虫体筋肉の収縮、痙攣性麻痺を含めた種々の二次的な生化学的反応を起こす。国内ではスズキ目魚類のはだむしの駆除、EUではヒツジ、ウマの寄生虫の駆除に対して使用が認められている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

### 2. エクイマックスについて<sup>(1)</sup>

製剤の内容については次の通りである。

#### ①主剤

主剤はイベルメクチン及びプラジクアンテルである。

#### ②効能・効果

効能・効果は馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除である。

#### ③用法・用量

馬体重1kg当たり製剤10.7mg(イベルメクチン0.2mg、プラジクアンテル1.5gを含む)を経口投与する。休薬期間は35日である。

#### ④その他

粘稠化剤、着色料、賦形剤が使用されているが、いずれも食品添加物、化粧品、あるいは医薬品における使用歴があり、製剤中の含有量もごく微量である。

### 3. 安全性に関する知見等について<sup>(3),(4),(5),(6)</sup>

イベルメクチンあるいはプラジクアンテルを主剤とする製剤は、上記の通りすでに国内で使用されている。イベルメクチンについては、平成7年に厚生省(当時)において1µg/kg体重/日のADIが設定されており、平成18年に食品安全委員会としてもこれを見直す必要はないとしたところである。プラジクアンテルについては、EMEAで0.17mg/kg体重/日のADIが設定されているが、JECFA等国际機関における評価は行われていない。また、日本においては暫定基

準<sup>1</sup>が設定されているが、ADIの設定はされていない。なお、本製剤は馬に経口投与されるが、イベルメクチンのMRLを順守するために設定された使用条件下において、プラジクアンテルの肉、脂肪等の食用部における残留量は検出下限未満であることが確認されている。

#### 4. 食品健康影響評価について

本製剤は馬に経口投与されるが、日本においてプラジクアンテルのADIは設定されておらず、馬における使用歴もないことから、プラジクアンテルのADI設定について別添の通り評価を実施した。イベルメクチンについては1 $\mu$ g/kg体重/日のADIがすでに設定されている。

また、イベルメクチンとプラジクアンテルを含む製剤を投与した試験の結果から、薬物動態に相互作用は認められず、急性毒性について相乗作用は認められていない。さらに、適切に使用される限りイベルメクチンとプラジクアンテルが同時に残留する可能性はないと考えられる。

エクイマックスの食品健康影響評価については、ADIとして次の値を採用することが適当と考えられる。

イベルメクチン	0.001mg/kg体重/日
プラジクアンテル	0.30mg/kg体重/日

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

#### 5. <参考文献>

- (1)エクイマックス輸入承認申請書添付資料:起源又は開発の経緯(未公表)
- (2)グッドマンギルマン薬理学
- (3)エクイマックス輸入承認申請書添付資料:残留試験に関する資料(未公表)
- (4)厚生省食品衛生調査会資料
- (5)EMEA:COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, PRAZIQUANTEL, SUMMARY REPORT(1), 1996.
- (6)イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメクトピカル)の再審査に係る食品健康影響評価について

<sup>1</sup>平成17年厚生労働省告示第499号によって新たに定められた基準

正誤表

エクイマックス

	旧	新
1	p.4 L19 右記を追記	→ <u>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</u>

プラジクアンテル(別添)

	旧	新
1	p.1、p.3、p.4、p.5 そのときの Cmax は	→ そのときの Cmax は
2	p.15 L10 加齢に対する影響を検討する慢性毒性に関しては、ラット、ハムスターで実施された発がん性試験が相当し、いずれも特筆すべき毒性を認めなかったが、週1回投与と現在要求されている発がん性試験の要件を満たしていない。	→ 加齢に対する影響を検討する慢性毒性に関しては、ラット、ハムスターで実施された発がん性試験が相当し、いずれも特筆すべき毒性を認めなかったが、週1回投与と現在要求されている発がん性試験の要件を満たしていない。
3	p.15 L14 慢性反復投与によって亜急性毒性試験で得られた知見から予測される以上の毒性が発現する可能性は低いと考えられ、亜急性毒性の知見に対しては200の安全係数を適用すれば十分と判断された。この場合にあっても、ウサギ催奇形性試験のNOAELを基準としたADIと同等であり、この指標に基づいて設定されたADIで管理される限り、亜急性・慢性毒性影響についても担保されると考えられる。	→ 慢性反復投与によって亜急性毒性試験で得られた知見から予測される以上の毒性が発現する可能性は低いと考えられる。高齢者では一般に生理機能が低下しているのでヒトの安全性の評価に関しては慎重を要するが、この加齢に対する影響を考慮しても、亜急性毒性の知見に対しては200の安全係数を適用すれば十分と判断された。亜急性毒性に対して200の安全係数を適用してADIを設定した場合にあっても、ウサギ催奇形性試験のNOAELを基準としたADIと同等であり、ウサギ催奇形性試験に基づいて設定されたADIで管理される限り、亜急性・慢性毒性影響についても担保されると考えられる。
4	p.15 L26 右記を追記	→ <u>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</u>

\*別添については資料3-1に同じため添付を省略